

第 1 期中期目標に係る 事業報告書

自 平成 1 8 年 4 月 1 0 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
2	法人の組織	3
3	法人の沿革	3
4	根拠法	3
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標の期間	4
IV	第1期中期目標・中期計画期間における業務実績	5
1	総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためと べき措置	5
(1)	総括	5
(2)	情報提供・関係機関連携強化	10
(3)	民事法律扶助	12
(4)	国選弁護士確保	13
(5)	司法過疎対策	14
(6)	犯罪被害者支援	16
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためと べき措置	17
(1)	総括	17
(2)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	20
(3)	民事法律扶助・国選弁護士確保	21
(4)	司法過疎対策	24
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとすべき措置	25

(1) 情報提供	25
(2) 民事法律扶助	28
(3) 国選弁護人確保	30
(4) 犯罪被害者支援	32
(5) 司法過疎対策	37
(6) 関係機関連携強化	38
4 財務内容の改善に関する事項	39
(1) 総括	39
(2) 民事法律扶助	39
(3) 司法過疎対策	40
5 予算、収支計画及び資金計画	41
6 短期借入金の限度額	41
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	41
8 剰余金の使途	42
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	42

以上

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第1期中期目標の期間は、平成18年4月10日から同22年3月31日までの4年間である。

支援センターは、平成18年10月2日の業務開始以降、同19年10月の日本弁護士連合会委託援助事業の開始、同年11月の国選付添人に関する業務の開始、同20年12月の国選被害者参加弁護士の指名通知業務の開始など、その業務範囲を拡大するとともに、同21年5月21日からは、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、裁判員裁判制度の開始という歴史的な国選弁護制度の改革に対応してきた。

また、平成20年秋からの経済不況等に伴い大幅に増加した民事法律扶助事件に対しても、国の補正予算対応の支援もいただきながら積極的に対応し、平成21年度には代理援助件数は10万件を超えた。

第1期中期目標期間内において、支援センターの各業務は概ね順調に推移し、コールセンターの問い合わせ件数は、平成21年度には40万件を超え、平成22年2月には累計で100万件を超えた。地方事務所を合わせると年間65万件となっている。また、当初22名からスタートしたスタッフ弁護士の配置も、第1期中期目標期間末には200名にまで到達した。

こうした中で、認知度も年々上昇し、平成20年度調査結果の24.3パーセントに対し、同21年度調査結果は約1.5倍の37.3パーセントとなった。しかし、期間内に一定の上昇を見たとはいえ、全体とすると約3分の2の国民は日本司法支援センターを認知しておらず、また、名前だけでなく内容も理解している国民は約4.5パーセントでほとんど変化していない。支援センターの内容を正確に理解していただき、利用につなげていくことが課題として残されている。

一方、第1期中期目標期間内に、契約弁護士による被疑者国選弁護報酬の過大請求事案が発生した。一定の再発防止措置を講じるとともに、接見状況に関する調査を実施しているが、引き続き不祥事再発防止対策を進めることが課題となっている。

また、裁判員裁判の進展や被疑者国選の拡大及び民事法律扶助希望の増大に対応し、契約弁護士数の確保が重要な課題となっている。

本報告書は、以上のような状況をふまえ、支援センターの第1期中期計画の業務実績とその成果を報告するものである。

なお、第1期中期目標期間内の各事業年度における支援センターの業務実績とその成果の詳細については、各事業年度に係る業務実績報告書を参照されたい。

Ⅱ 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

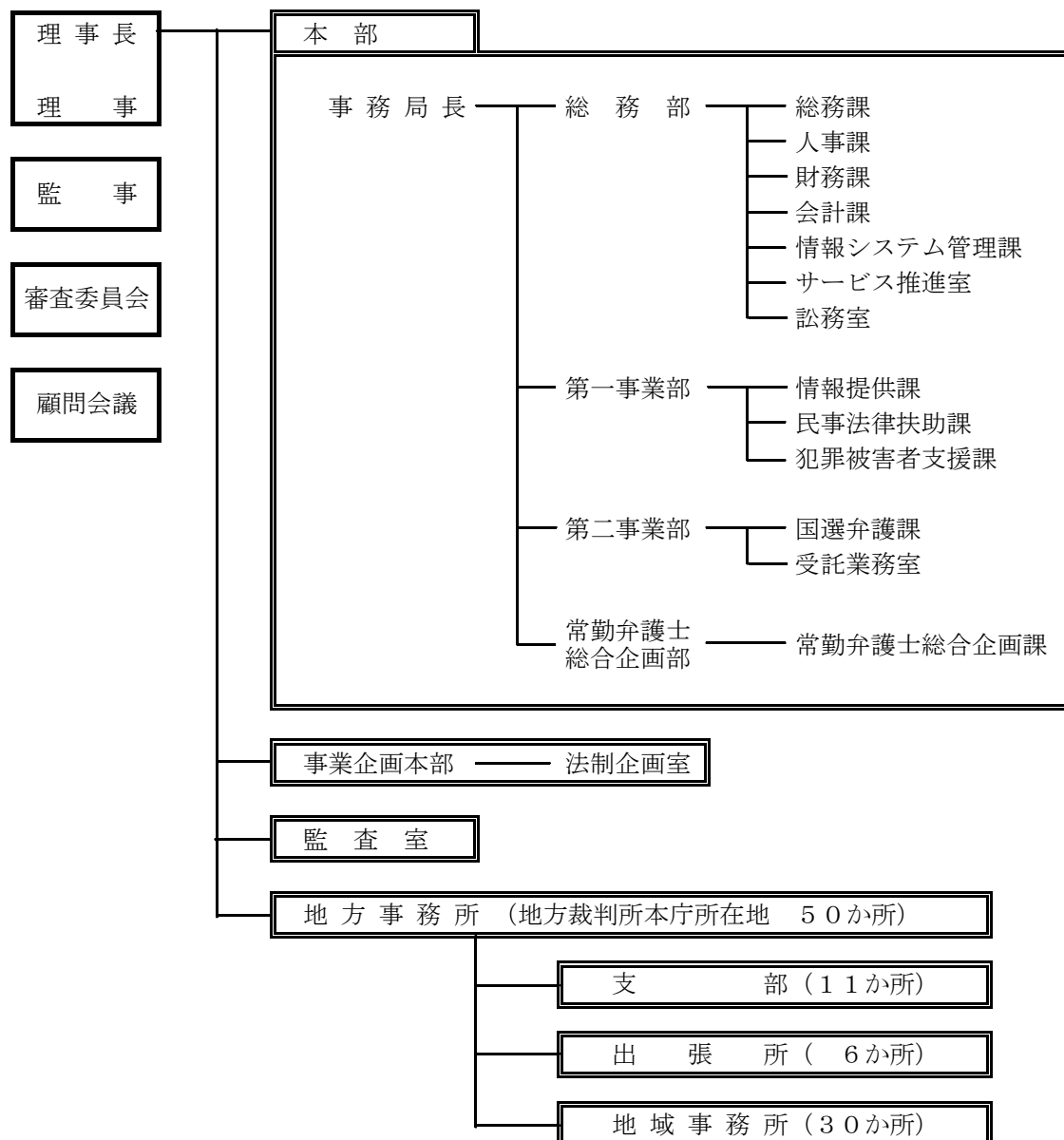
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成22年4月1日現在）。



3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3 億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

	平成18年4月10日現在	平成20年4月10日現在	平成21年4月10日現在	平成22年4月10日現在
理事長	金 平 輝 子	寺 井 一 弘	寺 井 一 弘	寺 井 一 弘
理 事	寺 井 一 弘	岩 瀬 徹	岩 瀬 徹	大 川 真 郎
	軍 司 育 雄	篠 塚 英 子	草 野 満 代	草 野 満 代
	岩 瀬 徹	加 毛 修	加 毛 修	菅 野 富 邇子
	西 川 元 啓	西 川 元 啓	西 川 元 啓	廣 瀬 健 二
監 事	馬 場 義 宣	馬 場 義 宣	馬 場 義 宣	羽 田 悦 朗
	羽 田 悦 朗	羽 田 悦 朗	羽 田 悦 朗	藤 原 藤 一

8 職員の状況

常勤職員数（常勤弁護士を含む。）は、以下のとおりである。

平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在	平成22年3月31日現在
3 9 7 人	5 2 6 人	6 1 6 人	7 7 6 人

Ⅲ 中期目標の期間

平成18年4月10日から平成22年3月31日

Ⅳ 第1期中期目標・中期計画期間における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

【中期目標】

- ① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

《中期計画》

- ① 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

(実績)

ア 利用者の立場に立った業務遂行

支援センターの存在や業務内容を国民に周知するため、ポスター・リーフレット・広報誌といった刊行物作成、テレビ・新聞・ラジオといったマスメディア広告やイベント実施に加え、コールセンター利用者の認知媒体調査結果等を踏まえ、①「連動型」広報の実施、②関係機関のニーズを捉えた連携強化策の展開、③インターネットによる情報発信の強化、④公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成といった組織・業務の特性を生かした戦略的な広報活動を実施した。

以上のように広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数累計は100万件を超え、民事法律扶助の法律相談援助件数累計も62万件を超えていることからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対して、相当程度支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、平成20年2月から実施し

ている電話調査の手法による支援センターの認知度調査も実施初年度と比較すると14.7%上昇し、国民のおよそ3人に1人に支援センターの存在等を認知させた。

○コールセンターにおける情報提供件数

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計
128,741	220,727	287,897	401,841	1,039,206

○民事法律扶助の法律相談援助件数

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計
64,837	147,430	179,546	237,306	629,119

○認知度調査結果

平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月
22.6%	24.3%	37.3%

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置し、「苦情等取扱規程」を定めるとともに、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。

その後、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループ、各課室及び地方事務所に報告するなどし、同ワーキンググループ等において組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、その内容を本部各課室、地方事務所に周知し、改善への取組を促した。

また、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施し、同研修内容を全職員へ周知した。

高齢者・障害者等に対する配慮としては、支援センターホームページの地方事務所サイトに、各地方事務所のバリアフリー情報等を掲載したほか、支援センターの役割や業務内容を分かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。

イ コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス体制については、監事監査規程、内部監査規程、役職員倫理規程、セキュリティー対策基準等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所等に対する監事監査規程に基づく監事定期監査、内部監査規程に基づく内部監査及び情報セキュリティー対策基準に基づく情報セ

キュリティー監査を実施した。

また、これらの監査結果を理事長等に報告するとともに、監査の結果を踏まえ、地方事務所等に改善すべき事項を指摘し、業務方法の改善を図るなどしてコンプライアンス体制の整備を図った。

監査の実施状況

○平成19年度

監事定期監査 本部、2 地方事務所

内 部 監 査 本部、6 地方事務所、3 支部

○平成20年度

監事定期監査 本部、1 地方事務所

内 部 監 査 本部、13 地方事務所、4 地域事務所

○平成21年度

監事定期監査 本部、4 地方事務所

内 部 監 査 本部、17 地方事務所、4 支部、2 出張所、
5 地域事務所

情報セキュリティー監査 3 地方事務所

【中期目標】

- ② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。

《中期計画》

- ② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。

（実績）

全国の地方事務所において、各事業年度に1回以上の地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多重債務問題、消費者被害、労働関係等のテーマ別による議論を行うなどして、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

また、地方事務所においては、地方協議会で関係機関・団体等から出された意見や要望を踏まえ、広報活動の在り方を工夫するなどしたほか、情報提供業務において紹介する関係機関の相談窓口を見直したり、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談の回数を増やすなどの業務改善を行った。

○地方協議会開催回数（全国合計）

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
56回	74回	85回	86回

【中期目標】

- ③ 支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、その人選について特段の配慮をする。

《中期計画》

- ③ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

（実績）

地方事務所において、地方協議会を開催するに当たっては、地元自治体、裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。

また、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日に顧問会議を設置した。これまでに合計4回開催し、広報活動の在り方、情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方などについて意見を聴取した。

【中期目標】

- ④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。

支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。

常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

《中期計画》

- ④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努める。

常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。

常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(実績)

各事業年度において、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を全国で実施した上、各地の地方事務所において司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。また、平成19年度以降の各事業年度において、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4,000名ないし2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。また、常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての

素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行った。

常勤弁護士については、任期付採用とし、その報酬については実務経験年数等において同等の裁判官・検事の給与を参考とした。

○常勤弁護士の採用実績

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤弁護士数	24	96	151	200
うち赴任組	24	57	100	149
うち養成中	0	39	51	51
対前年度増分	24	73	59	66
対前年度減分	0	1	4	17

(注) 常勤弁護士数は、各年度末現在の数である。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

【中期目標】

弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。

《中期計画》

- ① 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。

(実績)

各地方事務所において、関係機関・団体との連携・協力関係の確保を図った結果、第1期中期目標期間中の平均で、全国平均148.7と68を大きく上回る相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関データベースへ登載するとともに、引き続き連携・協力関係の強化へ向けた協議を行った。

○連携・協力関係を構築した相談窓口設置機関・団体数（平均）

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
143.3	151.5	152.5	147.4

《中期計画》

- ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。

（※）連携指数

例えば、連携の度合いを1～4に分類し、

$$（各関係機関の連携指数の総和） \div （関係機関の総数 \times 4） \times 100$$

（実績）

支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、i）紹介、ii）取次、iii）転送、iv）予約の段階があり、i）からiv）になるにつれ、利用者の負担が減り、緊密な連携方法といえる。

そこで、連携指数の算出方法を検討するに当たっては、この点を重視し、i）の場合には1、ii）の場合には3、iii）の場合には5、iv）の場合には8をそれぞれかけることとした。

連携指数の算出方法は、以下のとおりである。

$$（「紹介」窓口数 \times 1 + 「取次」窓口数 \times 3 + 「転送」窓口数 \times 5 + 「予約」窓口数 \times 8） \div 窓口総数$$

中央レベルでは、年に1回、内閣官房司法制度改革推進室が開催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と協力し、出席した16の関係省庁等に対し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。また、一例として警察庁が行う振り込め詐欺防止と連携するなど、連携関係が強化され各府省庁等と協力し取組を行うことができた。

また、全国の地方事務所では、毎年1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

上記のような関係機関・団体等との連携・協力関係の強化を図った結果、連携指数は、平成18年度から平成21年度までの間に0.16上昇した。なお、平成19年度から連携指数は下降しているが、これはデータベースの情報を精査し、これまでの紹介実績や相談窓口の統廃合等を反映した内容に見直したことによるものである。

○連携指数

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1.76	1.98	1.93	1.92

(3) 民事法律扶助

【中期目標】

- ① 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。

《中期計画》

- ① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

(実績)

平成21年度までに全国78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置し、各地の支援センター法律事務所にそれぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。また、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、民事法律扶助事件を取り扱った。

平成21年度末における契約弁護士・司法書士数は、弁護士が13,401人、司法書士が5,090人であり、弁護士・司法書士ともに契約数は増加しているが、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

○常勤弁護士を配置した支援センターの事務所の総数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事務所の総数	22	56	71	78

【中期目標】

- ② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助の

ニーズの把握に努める。

《中期計画》

- ② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。

(実績)

国民が弁護士及び司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするために、日常生活の法律や福祉に関する困り事やその対応等に関する国民の意識や実態、国民一般の民事法律扶助サービス（無料法律相談や弁護士・司法書士等の費用の立替え等）に対するニーズを把握し、今後の施策の参考とするため、平成20年秋に「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」を実施した。調査対象は、①無作為抽出方法による全国20歳以上の者3,000人、②東京・大阪・京都の路上（ホームレス）及び自立支援施設における262人、③扶助を利用した者1,229人である。

調査結果については平成22年3月に冊子として製本し研究者や関係機関等に配布した。なお、同報告書は、同年4月に支援センターのホームページに掲載して国民に公表し、広範な研究や提言への活用を図った。また、平成21年度以降、今回の調査で明らかになった法的ニーズを的確に反映し、支援センターへの利用へつながるような事業計画策定に向け検討を開始している。

(4) 国選弁護士確保

【中期目標】

国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢の全国的に均質な確保を図る。

《中期計画》

捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢を全国的に均質に確保するため、捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、又は巡回させる。

(実績)

ア 弁護士に対する説明会の実施

各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加をしたり、支援センター主催の説明会を実施して、国選弁護関連業務の説明を行った。

また、国選弁護に関する諸規定の仕組み、契約締結の方法、国選弁護人の指名通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的な内容、報酬及び費用の算定並びに支払い方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を支援センターで作成して、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して配布した。

国選付添人関連業務についても、その業務内容並びに報酬及び費用の算定方法等について記載した「国選付添関連業務の解説」を作成し、配布した。

また、同解説書を利用した弁護士会主催の説明会を行った。

○国選弁護人契約弁護士数（含むスタッフ弁護士）の推移

平成18年 10月2日現在	平成19年 4月1日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在
8,427	10,733	13,427	15,556	17,620

○国選付添人契約弁護士数（含むスタッフ弁護士）の推移

平成19年 11月7日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在
654	2,922	4,473	5,675

イ 常勤弁護士の採用・常駐

平成21年度までに全国78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置し、各地の支援センター法律事務所にそれぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。また、国選弁護事件の担い手のなる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部については、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士が同支部を巡回して国選弁護事件を取り扱った。同様に、国選弁護事件の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部については、平成21年度まで、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士において巡回し、国選弁護事件を取り扱った。

(5) 司法過疎対策

【中期目標】

地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいらないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・

交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。

《中期計画》

地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいらないか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。

(実績)

ア 地方事務所の設置等

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいらないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域に優先的に設置し、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置した。

平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置したが、このうち司法過疎地域事務所は26か所である。いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えた。

○地域事務所の設置実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域事務所数	10	19	26	30
うち扶助国選	4	4	4	4
うち司法過疎	6	15	19	22
うち新基準4号	0	0	3	4
対前年度増分	10	9	7	4
対前年度減分	0	0	0	0

イ 常勤弁護士の巡回

松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記ア記載の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して法律サービスを提供することとし、上記地裁支部に近接する島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が巡回することにより、上記地裁支部管内の民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱った。

(6) 犯罪被害者支援

【中期目標】

犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。

《中期計画》

- ① 地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。

(実績)

ア 犯罪被害者支援を行う機関・団体の連携協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化

各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」に、平成21年度までに、49地方事務所において同協議会（上記協議会が設置されていない1県を除く）に加盟し、協議会の構成員である関係機関・団体等に対し、支援センターの業務内容に対する理解を深めてもらうよう、支援センターが実施している犯罪被害者支援業務の周知を図った。また、犯罪被害者週間における各種啓発活動に積極的に参画するなどし、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど工夫をし、法的支援を必

要とする犯罪被害者の方々に対し、速やかに支援センターを案内・紹介してもらうための連携・協力関係の確保・強化を着実に図ってきた。

なお、被害者支援連絡協議会の加盟機関数は、全国平均で約20となっており、本協議会への加盟により、「平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係の構築」は着実に図られた。

イ 契約弁護士獲得のための弁護士会に対する説明会の実施

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所が主催する説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行い、多くの契約弁護士確保のための取組みを行った。

また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行ったり、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行なった。

その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。

《中期計画》

- ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。

（実績）

平成18年度から平成21年度までの間、連携指数は毎年度連続して上昇しており、関係機関との連携強化は着実に図られている。

○連携指数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1.67	1.72	1.73	1.74

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

【中期目標】

新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。

《中期計画》

① 支援センターは、

- ・ 国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化
- ・ 常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化
- ・ 業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化

をそれぞれ図ること等を予定している。支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。

また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の

効率化を行う。

(実績)

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めた。

支援センターの業務・システムは、準備段階（平成17年度）において、一般競争入札により、効率的な調達を行っている。中期目標期間における当該業務・システムの追加開発に当たっては、改修項目の緊急性、必要性、相当性及び費用対効果等について検討を行い、真に必要と認められる改修項目のみを実施した。

また、当該業務・システムに係る運用支援業務及びアプリケーション保守業務において、業務内容全般の見直し及び作業内容の切り分けを行い、運用支援業務について随意契約から一般競争入札とした。こうした取組みにより、システム調達において経費の効率化を図った。

そのほか、業務運営に係る各種契約についても、効率的かつ円滑な業務運営が行われるよう、適時適切な点検及び見直しを行った。

《中期計画》

- ② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。

(実績)

物品等の調達において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとした。

また、いわゆる少額随契による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図った。

○契約件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
競 争 契 約	96件	11件	38件	41件
うち企画競争	—	2件	5件	5件
随 意 契 約	170件	86件	99件	146件
うち事務所・宿 舎賃貸借契約	76件	60件	74件	112件

《中期計画》

- ③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

(実績)

業務運営については、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があったことから、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

【中期目標】

- ① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。

《中期計画》

- ① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。

(実績)

平成18年10月2日の業務開始時から東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に行っている。運営は民間業者に委託しているが、契約の際に前年度の実績から業務量を推定して

その件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直しを行い、契約金額の低減に努めるなど効率的な業務運営を図った。また、平成20年度及び平成21年度には専門業者によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの応対品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得て、それらの結果を業務に反映させるための研修やオペレーター等に対する指導を行うよう指示するなど、当センターとして一定の品質の維持・向上に努めた。

【中期目標】

- ② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。

《中期計画》

- ② 関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。

（実績）

平成19年1月30日から支援センターのホームページ上において、関係機関・団体データベースを利用することができるようにし、併せてその操作方法をホームページに公開した。

そのうえで、年に1回開催している総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と協力し、出席した16の関係省庁等に対し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。

また、全国の地方事務所にて毎年1回以上開催する地方協議会において、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。

(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保

【中期目標】

所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処

理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。

《中期計画》

業務処理の効率化を図るため、

- ・ 所要の常勤弁護士を確保する。
- ・ 常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。
- ・ 複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。

(実績)

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した。また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広めるため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を配布し、常勤弁護士採用のための基盤を整備した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

各事業年度において、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を平成18年度は40回、同19年度は35回、同20年度は44回、同21年度は29回余りにわたり全国で実施した上、各地の地方事務所において、司法修習生を対象とした就職説明会を平成19年度は8回、同20年度は12回、同21年度は9回余りにわたり実施した。

また、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法律事務所へのエクスターンシップの受入れをより活発にすることにより、支援センターの業務内容及び常勤弁護士についての理解を深めてもらい、今後の支援センターの常勤弁護士及び契約弁護士の増員を図るため、各地の支援センターの法律事務所において、合計30回にわたり全国15校の法科大学院生を受け入れ、常勤弁護士等の業

務を直接体験してもらう機会を設けた。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備して、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザーリースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対して適時適切なアドバイスを行っているほか、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できるようにするため、法律事務所に勤務する事務職員のスキルアップを図り、同事務職員を対象にした業務研修を実施した。また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、必要に応じて改訂を重ねた上、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集も作成して、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画課において、常勤弁護士からの業務に関する問合せを常時受け付けるなどした。

さらに、常勤弁護士が任期満了に伴って異動する際の事務処理を円滑に行えるようにするため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定め、Q&Aを作成して、常勤弁護士に対し、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示すなどしたほか、任期更新を行わず退職する常勤弁護士に向け、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正し、さらには、事務連絡を発出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルール並びに退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めるなどした。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

各支援センター法律事務所で勤務する常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施した。また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施した。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、1年間の養成期間に合わせ、期間満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容の通年研修を実施した。

平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修制度を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。なお、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であるため、多くのブロック別研修においてゼミ形式の科目を取り入れ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなどして、一括契約の増加に努めた。

また、各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選契約弁護士の配点方法を確認した。

(4) 司法過疎対策

【中期目標】

司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の要否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。

《中期計画》

支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。

(実績)

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があること

から、司法過疎地域事務所は、(i) 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii) 当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii) 地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv) 当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v) 当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置した。

平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所の常勤弁護士を配置し、このうち司法過疎地域事務所は26か所設置した。設置された後も、各司法過疎地域事務所を設置した地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮し、常駐する常勤弁護士の数を増減するなどして見直しを行った。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

【中期目標】

- ① 利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。

《中期計画》

- ① 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。
インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。
利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。

(実績)

ア 情報量の増大

業務開始日の平成18年10月2日には約1,500問だったFAQが、その後コールセンターに寄せられた問い合わせの分析、オペレーターに対するア

ンケート調査の結果等を踏まえF A Qを随時更新しており、平成22年3月31日までに開始時の倍以上となる約3,400問までに増加した。このうち約750問をホームページで公開している。この他、裁判員制度について、F A Qの見直し・更新を行うなど、同制度の円滑な実施と、制度の周知・協力にも努めた。

○F A Q増加数及び割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
F A Q数	2,072	2,823	3,351	3,420
増加割合		36%	62%	65%

(注) F A Q数は、各年度末の数である。

(注) 増加割合は、平成18年度末との比較である。

イ 検索機能等の向上

F A Q、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のF A Q情報が増加した場合には、F A Q分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

ウ 満足度

利用者の満足度をより客観的に調査し、業務に反映させるため、以下の利用者アンケートを実施した。平成18年度にはコールセンター利用者アンケートで10段階評価で9.2の評価を得たが、この調査は、サービス提供者（対応したオペレーター）がそのまま利用者に質問して聴取する方法で客観性に問題があったため、その後、①ウェブ・アンケート調査、②コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査、③地方事務所における面談アンケート調査をそれぞれ行った。

① ウェブ・アンケート調査

平成19年度から、ウェブによる利用者アンケートを実施した結果は、以下のとおりであった。

- ・平成19年度 5段階評価で3.6（有効回答率約0.2%）
- ・同 20年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.2%）
- ・同 21年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.1%）

② コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査

平成20年度から、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行った結果は、以下のとおりである。

- ・平成20年度 5段階評価で4.4

※期間：平成21年2月25日から同年3月24日までの間

有効回答率：7.7%

- ・平成21年度 5段階評価で4.4

※期間：平成22年2月1日から同月27日までの間

有効回答率：7.2%

③ 地方事務所における面談アンケート調査

平成20年度から、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼し、回答していただいた結果は、以下のとおりである。

- ・平成20年度 5段階評価で4.4

※期間：平成20年10月1日から同年12月26日までの間

有効回答率：36.9%

- ・平成21年度 5段階評価で4.3

※期間：平成21年10月1日から同年12月28日までの間

有効回答率：32.6%

【中期目標】

- ② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。

《中期計画》

- ② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。

(実績)

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことのある経験者を中心に配置することによって、質の高い情報提供に努めた。また、多くの地方事務所では、司法書士の協力も得ている。

地方事務所に来訪した利用者に対しては、即日中に対応するが、情報提供窓口は予約優先性であるため、予約状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合はコールセンターや他の関係機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めた。

(2) 民事法律扶助

【中期目標】

- ① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。

《中期計画》

- ① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。

(実績)

全国の地方事務所において、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査(原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査)とする、②審査の開催頻度を増加する、③書面審査を活用する、という方法により、援助審査の合理化を図り、相談待ち日数・申込みから援助開始までの日数は、事業開始当時に比べ、相談件数・申込み件数の増加にもかかわらず大幅に短縮した。

年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間は、平成19年度は前年度に比してほぼ横ばいで短縮までには至らず、平成20年度は6地方事務所、同21年度は13地方事務所が前年度より短縮している。また、相談待ち日数については、平成20年度は6地方事務所、同21年度は13地方事務所が前年度に比して短縮している。

しかし、援助件数が急激に増加しているため、結果として、援助申込みから審査実施までの期間・相談待ち日数は全体としてほぼ横ばいであり、短縮されるまでには至っていない。

そのほか、平成20年度からは、専門審査委員制度を段階的に導入し、平成20年度は5地方事務所、同21年度には17地方事務所において運用が開始され、審査当日の審査を充実させて、審査の合理化を図る試みも実施した。

【中期目標】

- ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知

見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。

《中期計画》

- ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

(実績)

犯罪被害者からの援助申込みについては、平成18年度は半数近くの地方事務所で申込み実績すらなかったが、同20年度には全地方事務所で援助実績があり、同21年度には法律相談援助が3,307件で前年度の約5.7倍、代理援助件数が1,105件で前年度の約6倍と増加している。

また、平成21年度末における精通弁護士数1,822名のうち、1,664名が民事法律扶助の契約弁護士であり、専門的知見を有する弁護士の選任など援助提供の体制も充実してきた。

その他、改正刑事訴訟法等の施行に伴い、刑事裁判の被告人に対し、損害賠償請求の申立てを行うことのできる「損害賠償命令制度」が、平成20年12月1日導入されたことにより、民事裁判手続きに関する援助として、犯罪被害者からの援助申込みににおいては、精通弁護士へ案件を取り次ぐ際には、「当該被害者は、民事法律扶助（又は犯罪被害者法律援助）を利用希望」等と記載し、また、「経済的支援制度の利用についても併せて引き継ぎをすること」と明記し、経済的に苦しい被害者が適切に法的支援を受けることができるよう周知を図った。

【中期目標】

- ③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。

《中期計画》

- ③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

(実績)

各地方事務所において、「民事法律扶助業務の解説」を配布したり、独自

の印刷物を配布する等、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を開催した。

各年度内に1回以上の研修を実施した地方事務所は、平成18年度は19地方事務所（ほか22地方事務所で弁護士会等主催の説明会に参加）、同19年度は18地方事務所（ほか15地方事務所で弁護士会等主催の説明会に参加）、同20年度は34地方事務所、同21年度は40地方事務所であった。

さらに、本部から地方事務所での研修に対しての講師派遣、日本弁護士連合会の講習会への講師派遣を行ったり、また、各地方事務所でも弁護士会主催の説明会に参加したり、独自の工夫を施して研修を行ったりして、質の向上を図る取組を行った。

《中期計画》

- ④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。

（実績）

平成21年度の経済情勢に鑑み、緊急経済対策経費として約25億の補正予算が追加的に措置された運営交付金については、ハローワークや地方公共団体等、失業者の雇用や生活を支援する機関・団体との連携を強化し、現に労働問題や多重債務問題を抱えている方に対し、支援センターが民事法律扶助業務を実施していることを周知するとともに、日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力の上、現行制度内で弁護士による出張法律相談や企画法律相談を実施した。

これら扶助制度の周知や相談会の実施等によって、扶助による手続の遂行を求める多重債務者等からの援助申込みの増加に対し、可及的速やかに援助決定を行うに至った。

（3） 国選弁護人確保

【中期目標】

- ① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。

《中期計画》

- ① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。

(実績)

支部を含むすべての地方事務所において、各年度に1回以上、国選弁護人及び国選付添人の選任態勢等について、関係機関との協議を行った。

協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。

【中期目標】

- ② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。

《中期計画》

- ② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。

(実績)

目標時間の設定に関しては、支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所における指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの目標時間は、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。また、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

目標の達成度合いに関しては、支部を含むすべての地方事務所において、被疑者国選弁護、被告人国選弁護、国選付添とも、おおむね目標時間内に指名通知が行われている。被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知が行われており、業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、大部分は24時間以内に指名通知が行われている。

【中期目標】

- ③ 国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護人としての活動の充実を図る。

《中期計画》

- ③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

(実績)

支部を含むすべての地方事務所において、年度計画に基づく研修を実施した。研修の方法としては、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士への解説書の配布、支援センター主催の説明会の実施、弁護士会主催の説明会への参加などを行った。

また、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会の機会を利用するなどの方法で実施した。

(4) 犯罪被害者支援

【中期目標】

- ① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。

《中期計画》

- ① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。
職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

(実績)

ア 地方事務所の職員の配置

犯罪被害者等からの情報提供のニーズが高い地方事務所に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などによる犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員を配置して、犯罪被害者等からの来所及び電話

による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応した。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行い、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供のための体勢の構築を着実に図りながら、情報提供を行ってきた。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

主に犯罪被害者支援に関する知識・技能等の習得、地方事務所における犯罪被害者支援業務を行なう上で生じる問題点等に関する検討・協議等を内容とした研修を実施し、地方事務所間における問題意識の共有、犯罪被害者支援業務の全国的な均質化、地方事務所全体における犯罪被害者支援の質の向上等を図ってきた。

また、コールセンターオペレーターに対しても、同様に被害者の心情に配慮した電話対応への留意点や問い合わせ対応における課題、刑事手続等の制度等についての研修を実施した。

【中期目標】

- ② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。

《中期計画》

- ② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。

(実績)

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、各地方事務所において、関係機関等に対しアンケートの郵送・回収方法に基づく意見聴取を各年度ごとに実施してきたところ、犯罪被害者支援連絡協議会への加盟、関係機関・団体等との連携を着実に図ってきたことなどにより、関係機関・団体等における支援センターが行う犯罪被害者支援業務に関する認知度は着実に上昇している。

○回答機関・団体（※）数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1,289	1,376	1,254	1,286

※弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

○主な認知度結果の推移

1 支援センターが犯罪被害者業務を行なっていること

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
90.1%	91.4%	91.9%	93.5%

2 犯罪被害者支援ダイヤルの設置について知っていること

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
69.7%	76.9%	82.7%	82.9%

3 犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていること

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
80.3%	81.2%	87.8%	下記3-1、3-2に特化（※）

※当該紹介業務の具体的内容（3-1、3-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみたもの。

3-1 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること

平成20年度	平成21年度
73.7%	83.2%

3-2 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること

平成20年度	平成21年度
69.8%	80.1%

4 精通弁護士の紹介を行っていることについて知っているもの

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
68.0%	72.2%	81.2%	下記4-1、4-2に特化（※）

※当該紹介業務の具体的内容（4-1、4-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみたもの。

4-1 無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること

平成20年度	平成21年度
66.3%	77.1%

4-2 犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること

平成20年度	平成21年度
65.0%	72.7%

5 支援センターの紹介により関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったもの

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
13.0%	15.2%	18.1%	下記5-1に特化（※）

※関係機関等の利用者が支援センターの紹介を受けた数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と史料したもの。人数の増加に関しては、5-1のとおり。

5-1 支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数

平成20年度	平成21年度
1,340人	2,631人

6 利用者に対して支援センターを紹介したことがあるもの

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
23.4%	29.7%	39.5%	下記6-1に特化（※）

※関係機関等の利用者に対し支援センターを紹介した数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と史料したもの。人数の増加に関しては、6-1のとおり。

6-1 関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数

平成20年度	平成21年度
8,473人	11,651人

【中期目標】

- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。

《中期計画》

- ③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。

(実績)

犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、その結果、下記のとおり、精通弁護士名簿搭載者数、及び精通弁護士紹介数は着実に増加している。

○精通弁護士名簿搭載者数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1,185人	1,261人	1,570人	1,839人

○精通弁護士紹介件数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
97人	590人	696人	898人

【中期目標】

- ④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。

《中期計画》

- ④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

(実績)

ア 被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等

犯罪被害者等に対し、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護士制度及び損害賠償命令制度等の新制度について、できる限り平易な言葉を使用したFAQ、犯罪被害者支援リーフレットを作成し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者にリーフレットの適宜配布を依頼するなどして、周知の徹底を図った。また、上記各制度施行前後に、ほとんどの

地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラム、各種啓発活動に参加するなどの取組を行い、上記各制度の周知を図るとともに、ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることで、制度に関する情報入手・制度利用に関する利便性を図ってきた。

併せて、コールセンターのオペレーターに上記各制度を周知するとともに、事案に応じて地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャート・ポンチ絵を作成し、研修等を通じて、具体的な事例においてどのように運用されるのかなどについて説明等を行い、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。

イ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対し、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用の適切かつ積極的な助言の徹底を図るため、コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど統一した対応を行えるよう配慮した。

また、地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えた。

さらに、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助との連携が重要であるため、研修等において、図表を用いた説明や具体的な事例による検討等を行うなど、理解・協力関係を深めながら制度を重疊的に活用し、被害者の負担をより少なくできる運用が図れた。

ウ 国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修の実施

各地方事務所において、業務解説書等の配布、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施した。

また 隔月で開催している支援センター本部犯罪被害者支援課と日本弁護士連合会との協議において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況に関する説明を行なった。

(5) 司法過疎対策

【中期目標】

常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤

弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。

《中期計画》

常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。

(実績)

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとした。平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であったが、各々の地域の需要に応じて受任したため、地域事務所によってその内訳は様々であった。

(6) 関係機関連携強化

【中期目標】

地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。

《中期計画》

地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。

(実績)

全地方事務所において、年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで関係機関に支援センターとの連携の現状や具体的イメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、

消費者問題等、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行ったことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数が増加するなど、関係機関との連携が強化された。

○コールセンターの認知媒体における関係機関の占める件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件 数	36,218	63,776	80,297
対前年度比	-	176.1%	125.9%

4 財務内容の改善に関する事項

(1) 総括

【中期目標】

補助金・寄付金の自己収入増加に努める。

(実績)

寄附金の自己収入増加を図るため、広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するとともに、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めたほか、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の更生に資するための寄附を受入れ制度である「更生寄附」及び個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組である「サポーターズクラブ」を新規に創設した。

また、補助金の自己収入増加を図るため、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めた。

○寄附金・補助金の実績

(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
寄附金	57,984,814	132,465,693	180,944,364	150,625,349
補助金	0	2,530,000	1,920,000	1,630,000
合 計	57,984,814	134,995,693	182,864,364	152,255,349

(2) 民事法律扶助

【中期目標】

償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。

(実績)

支援センター本部では、償還を要すべき者の滞納率を引き下げ、償還率を向上させるためには、初期滞納者に対する早期督促が最も有効であることから、全国の初回、1ヶ月、2ヶ月連続、3ヶ月連続滞納者を対象に、コンビニエンスストアへの納付を促した葉書を郵送する一斉督促（以下「コンビニ督促」という。）を実施した。

既に援助終結決定後1年以上滞納している者（いわゆるCランク債権に該当する者）については償還の再開又償還の免除申請等があるまで3回の手紙による督促を行った。このうち転居先不明で手紙が返送されたものについては、市区町村に戸籍附票や住民票を請求して所在を調査中である。

さらに、コンビニ督促とともに電話による督促を行えば、償還を促す効果が更に期待できることから、電話督促態勢の整備に向けた効果予測のため、コンビニ督促を郵送したが償還を得られなかった滞納者等に対しては、償還の再開等の効果をも期待して、外部委託業者による電話による入金案内を実施した。

また、地方事務所においても、各地の実情に応じた償還率を向上させるための適切な督促を行った。

○償還金の推移（単位：千円）

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6,564,719	7,579,692	8,381,724	9,733,812

(3) 司法過疎対策

【中期目標】

- ① 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。
- ② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

(実績)

司法過疎地域事務所における有償事件の受任による自己収入額は、平成20年度までは増加したが、平成21年度については、前年度より約7,000万円減少した。

この理由としては、民事扶助・国選事件数の増加に伴い、受任事件に占め

る有償事件の割合が低下したこと、過払い案件の減少により事件1件あたりの収益が減少したことなどが考えられる。

今後は、各地域のニーズに応じて事件を受任しつつ、より一層の常勤弁護士の実績向上を図り、自己収入額の増加に努めたい。

○司法過疎地域事務所の事業収益

平成18年度（地域事務所数6か所） 1,237万8,076円

平成19年度（地域事務所数15か所） 1億8,837万5,735円

平成20年度（地域事務所数22か所） 4億1,007万6,572円

平成21年度（地域事務所数26か所） 3億4,003万7,588円

財政的支援に関しては、これまで、地方公共団体その他関係機関・団体から財政的支援を受けた実績としては、佐渡地域事務所において、佐渡市役所から事務所を使用賃借した例がある。

今後は、地方公共団体その他関係機関・団体との連携を深め、支援センターの業務に対する理解・協力をより一層仰ぎ、更なる財政的支援の獲得に努めたい。

5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算、収支計画、資金計画に対する実績については、別紙のとおりである。

6 短期借入金の限度額

《中期計画》

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

（実績）

中期目標期間における短期借入れの実績はなかった。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

《中期計画》

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

（実績）

該当なし。

8 剰余金の使途

《中期計画》

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

(実績)

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

【中期目標】

業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。

《中期計画》

(1) 施設・設備に関する計画

平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。

(実績)

平成18年10月の業務開始に当たり、各地において、利用者の利便、賃貸条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した。

その後、裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

○新設・改修事務所数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新設事務所数	77事務所	9事務所	7事務所	4事務所
改修事務所数	—	—	22事務所	39事務所

※改修等せず、増員した事務所を除く。

《中期計画》

(2) 人事に関する計画

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、

平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。

(実績)

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務等を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。平成21年度までに合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。

○常勤弁護士の採用実績

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤弁護士数	24	96	151	200
うち赴任組	24	57	100	149
うち養成中	0	39	51	51
対前年度増分	24	73	59	66
対前年度減分	0	1	4	17

(注) 常勤弁護士数は、各年度末現在の数である。

平成18年4月10日の設立以降、平成18年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図り、平成21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたときには、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。

また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員法の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適切な人事費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条(総合法律支援法第48条において準用)において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、その評価結果を勤勉手当及び昇給に反映させたほか、職員の勤務成績、能力、意欲

等を公正・客観的に判断するために1級から5級在職職員を対象とした昇格試験及び事務局長クラスをはじめとした地方事務所相互間を含む広範な人事異動計画を策定し、組織の活性化を図った。

(18年度)

- ・給与規程を策定
- ・人事評価システムを策定し、その評価結果を昇給及び勤務手当（賞与）に反映開始

(19年度)

- ・管理監督者研修や各種業務研修を実施
- ・人事評価システムに基づく人事評価結果を定期昇格に反映開始

(20年度)

- ・日本司法支援センター職員研修要綱を策定
- ・1級から3級在職職員を対象に昇格試験を実施

(21年度)

- ・階層別研修や能力開発研修を実施
- ・1級から5級在職職員を対象に昇格試験を実施
- ・事務局長クラスをはじめとした地方事務所相互間を含む広範な人事異動計画を策定

(別紙)

第1期中期目標期間予算及び決算(平成18年度～21年度)

○全体の予算

(単位:百万円)

区 分	予 算	決 算
収 入		
前年度繰越金	0	3,749
運営費交付金	39,491	39,491
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
政府出資金	351	351
受託収入	41,083	35,146
補助金等収入	1,803	691
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	32,950	32,139
事業外収入	902	338
計	116,579	111,905
支 出		
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	26,604	20,630
うち人件費	17,986	11,468
物件費	8,618	9,162
事業経費	48,893	51,156
うち民事法律扶助事業経費	46,779	46,975
うち、民事法律扶助事業の迅速な実施	2,496	2,496
その他事業経費	2,114	4,181
受託経費	41,083	35,146
うち国選弁護人確保事業経費	27,858	24,511
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	9,375	6,850
うち人件費	7,472	5,035
物件費	1,903	1,815
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	3,620	3,550
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	230	235
うち人件費	170	170
物件費	60	65
計	116,579	106,932

[注1]各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2]運営費交付金収入及び事業経費には、平成21年度補正予算(第2号)により措置された、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施に係る事業費が含まれている。

第1期中期目標期間予算及び決算(平成18年度～21年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算	決 算
収 入		
前年度繰越金	0	3,749
運営費交付金	39,491	39,491
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
政府出資金	351	351
補助金等収入	1,803	691
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	32,950	32,139
事業外収入	902	338
受託収入	3,850	3,785
計	79,347	80,544
支 出		
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	26,604	20,630
うち人件費	17,986	11,468
物件費	8,618	9,162
事業経費	48,893	51,156
うち民事法律扶助事業経費	46,779	46,975
うち、民事法律扶助事業の迅速な実施	2,496	2,496
その他事業経費	2,114	4,181
受託経費	3,850	3,785
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	3,620	3,550
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	230	235
うち人件費	170	170
物件費	60	65
計	79,347	75,571

[注1]各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2]運営費交付金収入及び事業経費には、平成21年度補正予算(第2号)により措置された、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施に係る事業費が含まれている。

第1期中期目標期間予算及び決算(平成18年度～21年度)

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算	決 算
収 入		
受託収入	37,233	31,361
計	37,233	31,361
支 出		
受託経費	37,233	31,361
うち国選弁護士確保事業経費	27,858	24,511
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	9,375	6,850
うち人件費	7,472	5,035
物件費	1,903	1,815
計	37,233	31,361

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間収支計画及び決算(平成18年度～21年度)

○全体の収支計画

(単位:百万円)

区 分	収支計画額	決 算
費用の部	116,580	106,932
経常費用	116,580	106,932
事業経費	48,893	51,156
うち民事法律扶助事業経費	46,779	46,975
その他事業経費	2,114	4,181
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	26,604	20,630
うち人件費	17,986	11,468
物件費	8,618	9,162
受託経費	41,083	35,146
うち国選弁護士確保事業経費	27,858	24,511
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	9,375	6,850
うち人件費	7,472	5,035
物件費	1,903	1,815
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	3,620	3,550
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	230	235
うち人件費	170	170
物件費	60	65
減価償却費	—	—
財務費用	—	—
臨時損失	—	—
収益の部	116,580	111,905
前年度繰越金	0	3,749
運営費交付金	39,491	39,491
政府出資金	351	351
受託収入	41,083	35,146
補助金等収入	1,803	691
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	32,950	32,139
事業外収入	902	338
純利益	0	0
目的積立金取崩	—	—
総利益	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間収支計画及び決算(平成18年度～21年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	収支計画額	決 算
費用の部	79,347	75,571
経常費用	75,497	71,786
事業経費	48,893	51,156
うち民事法律扶助事業経費	46,779	46,975
その他事業経費	2,114	4,181
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	26,604	20,630
うち人件費	17,986	11,468
物件費	8,618	9,162
受託経費	3,850	3,785
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	3,620	3,550
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	230	235
うち人件費	170	170
物件費	60	65
収益の部	79,347	80,544
前年度繰越金	0	3,749
運営費交付金	39,491	39,491
政府出資金	351	351
補助金等収入	1,803	691
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	32,950	32,139
事業外収入	902	338
受託収入	3,850	3,785
純利益	0	0
目的積立金取崩	—	—
総利益	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間収支計画及び決算(平成18年度～21年度)

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	収支計画額	決 算
費用の部	37,233	31,361
受託経費	37,233	31,361
うち国選弁護士確保事業経費	27,858	24,511
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	9,375	6,850
うち人件費	7,472	5,035
物件費	1,903	1,815
収益の部	37,233	31,361
受託収入	37,233	31,361
純利益	0	0
目的積立金取崩	—	—
総利益	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間資金計画及び決算(平成18年度～21年度)

○全体の資金計画

(単位:百万円)

区 分	資金計画額	決 算
資金支出	116,579	106,932
経常費用	116,579	106,932
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
業務活動による支出	116,579	106,932
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0
資金収入	116,580	111,905
前年度繰越金	0	3,749
業務活動による収入	116,229	107,805
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
運営費交付金による収入	39,491	39,491
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
受託収入	41,083	35,146
その他の収入	35,655	33,168
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	351	351
政府出資金による収入	351	351
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間資金計画及び決算(平成18年度～21年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	資金計画額	決 算
資金支出	79,347	75,571
経常費用	79,347	75,571
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
業務活動による支出	79,347	75,571
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0
資金収入	79,347	80,544
前年度繰越金		3,749
業務活動による収入	78,996	76,444
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
運営費交付金による収入	39,491	39,491
うち、補正予算による追加	2,496	2,496
その他の収入	35,655	33,168
受託収入	3,850	3,785
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	351	351
政府出資金による収入	351	351
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第1期中期目標期間資金計画及び決算(平成18年度～21年度)

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	資金計画額	決 算
資金支出	37,233	31,361
経常費用	37,233	31,361
業務活動による支出	37,233	31,361
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0
資金収入	37,233	31,361
業務活動による収入	37,233	31,361
受託収入	37,233	31,361
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。